

自治会等への加入及び参加を促進するための支援に関する意見書

地域住民によって運営される自治会や町内会等（以下「自治会等」という。）は、防災、防犯、環境美化、文化活動などの住民の自主的な参加に基づく地域的な共同活動を行っており、その活動が地方公共団体の担うべき事務と密接に関連することから、自治会等は地方公共団体の役割を補完し、地方公共団体にとって必要不可欠の存在である。

昨今、自治会等の運営に関しては、複雑化・多様化する諸課題に対応する必要性が高まっている。その一方で、人口減少、少子高齢化、ライフスタイルの多様化、単身世帯・共働き世帯・核家族の増加、働き方改革による高齢者雇用の拡大等の社会情勢の変化によって、加入率の低下や担い手不足が顕著となり、また地域のつながりの希薄化により、地域活動への参加や役員になることに抵抗感がある人が増え、地域における活動や伝統文化の継承が困難となっている。

現在、本市においては、南海トラフ地震など大規模災害の発生に備えるため、自治会等の活動を活性化するとともに、地域コミュニティを支える担い手の確保や人材育成が重要となっていることから、「羽島市自治会への加入及び参加を促進する条例」を制定し、地方公共団体の役割を補完する存在として、自治会等に協力を仰いでいる。

しかしながら、自治会等の法的位置づけは、地方自治法において「地縁による団体」として位置づけられているほかは根拠法令がなく、あくまでも任意の団体として取り扱われている。

地方公共団体の役割を補完している自治会等が、公的性質を持たないという法制度の不備は、自治会等の活動意義を曖昧なものとし、機能の弱体化を招きかねない。ひいては、地方公共団体の事務に停滞をもたらしかねず、憲法第92条の理念に照らせば、住民自治や地域コミュニティの形成を支える自治会等の活動には、明確な法的根拠が必要と考える。

よって、国においては、公的性質を持つ自治会等の法的位置づけをさらに明確化するための法整備を行うとともに、自治会等の活動に対する継続な支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 30 日

羽 島 市 議 会

[送付先]

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（防災）